

## 都留市パブリック・コメント制度意見募集結果

案 件 名 : 「都留市議会基本条例(案)の公表について」

意見提出期間 : 平成25年5月1日(水)～平成25年5月22日(水)

結果公表日 : 平成25年5月31日(金)

意見等の提出件数 : 提出者 3名、提出件数 6件

意見等の受付方法 : メール 1名、FAX 1名、直接提出 1名

| No. | 意見等の内容   | 市議会の考え方   |
|-----|--|---|
| 1   | <p>パンデクテン方式をとるなかで、なぜすべての条文中で1項が抜けているのか</p>                         | <p>本市では例規全般において、表現、形式などある程度統一しておりますが、本条例案も本市の他の例規の表現、形式に倣ったものとなっております。</p> <p>お尋ねの「パンデクテン方式の法律で、なぜすべての条文中で1項が抜けているのか」ですが、(民法また、)本市の他の例規の表現と同様に、一つの条の最初の規定を第1項として、この第1項は「第1項」とは表記せず、第2項以後の規定がある場合は、第2項から以後を「第〇項」表記する形式としておりますので、第1項の表記はありませんが、各条の最初の規定が第1項となります。</p> <p>なお、策定にあたっては、パンデクテン方式に倣い策定したわけではなく、本市の他の例規との統一性を考慮し、また市民の皆様に分かりやすい表現を心がけた結果、総則から各論へと規定する表現となってきたものでありますのでご理解をお願い致します。</p> |
| 2   | <p>議会と首長の馴れ合う懸念が問題視される場合があるが、弁護士、会計士によるオンブズパーソン制度を導入するべきではないか。</p> | <p>本条例案では、直接選挙された市長と直接選挙された議員で構成する議会が、議会機能を強化しながら、執行機関と議事機関として並列的に行政の運営をしていく二代表制の趣旨を踏まえ、第6条では、立場の違いと</p>  |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   |   | <p>権能の違いを踏まえた緊張関係を構築すること、第7条では、議会は、執行機関の事務の執行について監視し、また評価して、必要な場合に適切に対応することを規定しております。これまでも相互に抑制・均衡しながら、行政を運営してきておりますが、あらためて明文化し、規定するものです。</p> <p>オンブズパーソン制度は、執行機関からも議事機関からも独立的、また、中立的な立場で行政機関に対する調査権を持ち、市政を監視することで市政の改善を図るものでありますのでご理解をお願い致します。</p>  |
| 3 | <p>首長の多選禁止を盛り込み、議会の抑制と均衡を機能させるためにもオンブズマン制度を採用するべきではないか。</p> | <p>議会基本条例の制定にあつては、議会が自らの改革をしていく決意を含め、議会、また議員としての使命や原則などを、あらためて明文化することに重きを置いています。</p> <p>首長の選出は、民主主義に基づく市民による一般選挙で行われますので、市議会やオンブズマン等の組織が関与するところではないものと考えております。</p> <p>首長の多選については、一般的に、良いと考える側面と悪いと考える側面があると言われていますが、あくまで市議会は、二元代表制の趣旨に基づき議会としての使命を果たすための活動をとおして、市政の発展と市民福祉の向上に寄与することを目的に活動しておりますのでご理解をお願い致します。</p> |
| 4 | <p>条例案第22条第2項における「団体の代表」とは、会長、社長でなければよいのか。</p>              | <p>市議会議員の兼業禁止については、地方自治法第92条の2に「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」と規定され</p>   |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   |  | <p>ています。</p> <p>本条例では、議員が議会の審議、議決を通じて当該地方公共団体の事務や事業に影響力を持つことから、地方自治法の対象外であっても市民から不信や疑惑を招くことが無いよう、国・県・市などからの補助、助成などを直接受ける法人及び団体の代表とならないように努めることとしております。</p> <p>条例の主旨から、「国・県・市などからの補助、助成などを直接受ける法人及び団体の代表」とは、「会長、社長、代表理事などの、当該法人や団体における最高責任者」ということとなりますので、ご理解をお願い致します。</p>                                    |
| 5 | <p>条例案第22条第2項は、「団体の代表に就任することが出来ない」或いは、「就任してはならない」とすべきである。</p>  | <p>市議会議員の兼業禁止事項は地方自治法で定められており、これに抵触した場合には違法行為となります。</p> <p>市議会基本条例においては、国・県・市などからの補助、助成などを直接受ける法人及び団体の代表を市議会議員が務めた場合、市民から不信や疑惑を招く恐れがあることから、努力義務として当該法人や団体の代表への就任をしないよう努めることと規定するものであり、仮に就任した場合でも違法行為となるものではありません。</p> <p>市議会議員自らが本条例を制定し、施行することにより、改めて市議会議員として政治倫理を保ちながら公正な議会運営に努めてまいりますので、ご理解をお願い致します。</p> |
| 6 | <p>市議会議員の二親等内親族が代表を務める会社が、市の発注する公共工事の受注を控えるような規定を追加すべきである。</p> | <p>地方自治法における市議会議員の兼業禁止については、市議会議員本人について禁止するものであり、議員親族に該当するものではありませんが、本条例第22条では、地方自治法の対象外であっても市民から不信や疑惑を招くことが無いよう、市議会議員は高い政治倫理感と品位を保持し、識見を養うよう努めることとしていま</p>   |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>す。<br/>今後、政治倫理に関する規定等を別途検討してまいりますので、ご理解をお願い致します。</p> |
|--|--|---|